議案第６９号

令和７年度三田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和７年度三田市水道事業会計未処分利益剰余金を下記のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１０月２３日提出

三田市長　田　村　克　也

記

１　未処分利益剰余金の額

５５４，８１６，７２６円

２　未処分利益剰余金の処分の方法

上記１の額のうち、２１７，９２７，２３５円を資本金に組み入れ、３３６，８８９，４９１円を建設改良積立金に積み立てる。